

学生生活について

学 生 生 活 (I)

これだけは知っておきたい

- | | |
|--|----|
| 1. 学籍の確認 | 73 |
| 1. 1 学生証(身分証明書) | |
| 1. 2 学生証の交付と更新 | |
| 1. 3 学生証の再交付 | |
| 1. 4 学生証の返還 | |
| 1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正 | |
| 2. 傷害保険・損害賠償保険について | 73 |
| 2. 1 学生教育研究災害傷害保険
学研災付帯損害賠償責任保険(全員加入保険) | |
| 2. 2 傷病見舞金制度 | |
| 2. 3 学研災付帯学生生活総合保険(任意加入した学生のみ対象) | |
| 3. 緊急災害対応について | 75 |

学生生活を送るうえでの注意

- | | |
|--------------------------|----|
| 1. ガイダンス | 76 |
| 2. 大学からの連絡 | 76 |
| 3. 通学定期乗車券 | 76 |
| 4. 学割証(学生旅客運賃割引証) | 76 |
| 4. 1 学割証の発行条件 | |
| 4. 2 学割証の発行 | |
| 4. 3 学割証利用の有効期間 | |
| 5. 通学の方法 | 77 |
| 5. 1 スクールバスの利用 | |
| 5. 2 自動車・オートバイによる車両通学 | |
| 5. 3 学生駐車場 | |
| 5. 4 安全運転のポイント | |
| 6. 学生食堂 | 79 |
| 7. 購買部 | 80 |
| 8. セブン・イレブン埼玉工業大学店 | 80 |
| 9. 大学構内の美化衛生について | 80 |
| 10. 学生活動に関する願出・届出の提出について | 80 |
| 11. 遺失物・拾得物について | 81 |

これだけは知っておきたい

1. 学籍の確認

1. 1 学生証（身分証明書）

学生証は、埼玉工業大学の学生であることの身分を証明するものです。

学生証は、常に携帯してください。定期試験には学生証を呈示しなければなりません。忘れた場合には、26号館1階に設置されている証明書自動発行機で「仮学生証」の発行を受けてください。「仮学生証」は発行日に限り有効です。

1. 2 学生証の交付と更新

新入生の学生証は、入学式終了後の「入学手続時」に交付しています。

在学は、毎年4月初めのオリエンテーション・ウィーク期間内に必ず更新手続きをしてください。

1. 3 学生証の再交付

学生証を遺失又は汚損してしまったときは、直ちに再交付の手続き（手数料：500円）をしてください。再交付後、古い学生証が見つかった場合は、学生課に返納してください。

1. 4 学生証の返還

退学、除籍、又は卒業する場合は、学生証を直ちに学生課に返納してください。

1. 5 身上の異動・身上申告書の訂正

身上申告書は、保証人・学生への通知や連絡、及び万一の場合における緊急連絡等に使用する唯一の重要書類なので、学生本人又はその保証人の身上に変更（保証人の変更・住所変更・改姓）などが生じた場合は、速やかに学生課に届出てください。

大学からの文書による通知等は、すべて現在届出である住所宛に行きますので、変更があった場合にはその手続きを忘れないでください。

2. 傷害保険・損害賠償保険について

正課・課外活動中及び登下校途中の不慮の事故に備えて、学生全員が「学生教育研究災害傷害保険」及び「学研災付帯賠償責任保険」に加入しています。

事故が発生したら、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。

なお、入院・通院の場合は、領収書を必ず保存しておいてください。

2. 1 学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険（財団法人日本国際教育支援協会）

1) 保険金が支払われる場合

① 正課中

講義、実験、実習、演習または実技による授業を受けている間、指導教員の指示に基づき研究活動を行っている間の傷害事故。

② 学校行事中

入学式、オリエンテーション、学位記授与式など大学が主催する学校行事中の傷害事故。

③ キャンパス内にいる間の傷害事故。

④ 課外活動中

大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体・サークルの管理下で行う文化・体育活動を行っている間の傷害事故。

⑤ 大学の登下校中（通常の通学路だけが対象です）及び大学施設等の相互間を移動中の傷害事故。

⑥ 教育実習中の傷害事故。

⑦ インターンシップ中の傷害事故。

⑧ 外部卒研中の傷害事故。

⑨ ボランティア中の傷害事故。

2) 保険金が支払われない場合

故意、自殺、犯罪行為、疾病（急性アルコール中毒を含む。）、地震、噴火、津波、無資格、酒酔運転、大学が禁じた行為・時間・場所の他、山岳登山、スカイダイビング等これらに類する危険度の高い課外活動。

3) 保険金の種類と保障額

		学生教育研究災害傷害保険	損害賠償責任保険	
担 保 日 数	正課・学校行事中	通院 1日目から補償		
	課外活動・キャンパス内休憩中	通院 14日以上		
	教育実習・インターンシップ			
	ボランティア活動			
	通学途中・学校施設間の移動中	通院 4日以上		
内 容	正課・学校行事中	死 亡	2,000万円	対人賠償と対物賠償を 合わせて、1事故につき 1億円限度 (免責金額 0円) 日本国内外の事故を 担保
		後遺障害	90万円～3,000万円	
		医 療	3,000円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	
	キャンパス内休憩中 他課外活動	死 亡	1,000万円	
		後遺障害	45万円～1,500万円	
		医 療	3万円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	
	大学施設等相互間 移動中	死 亡	1,000万円	
		後遺障害	45万円～1,500万円	
		医 療	6,000円～30万円	
		入 院	1日 4,000円 (180日限度)	

2. 2 傷病見舞金制度

学内及びその関係施設内において発生した正課中、クラブ活動中の事故及びこれらに準ずる事故のため、学生が医師の診断を受けたときは、次により見舞金を贈ります。

事故等が発生した場合は、必ず1週間以内に学生課に連絡し、事故報告書を提出してください。

入院又は通院する場合は、治療費の領収書を必ず保存しておいてください。

- 1) 正課・学校行事中

① 通院・入院連続 30日以上	10,000円
-----------------	---------
- 2) 1) 以外で学校施設内にいる間、及び課外活動中

① 通院・入院連続 4日以上7日まで	5,000円
② 通院・入院連続 8日以上13日まで	10,000円
③ 通院・入院連続 14日以上	15,000円

2. 3 学研災付帯学生生活総合保険（任意加入した学生のみ対象）

本学では、正課・課外活動中及び登下校時の不慮の事故に備えて「学生教育研究災害障害保険」に全学生が加入しています。しかしながら、この「学生教育研究災害傷害保険」では、学内外における怪我や病気、他人の財物損壊の賠償などは補償されませんので、保険制度「学研災付帯学生生活総合保険」への加入（任意）を奨励しています。本保険は（財）日本国際教育支援協会が企画・運営しているもので、全国の大学の多くが加盟しており、通常料金の30パーセントの割引があります。詳細は学生課にお問い合わせください。

- 1) 共通補償内容
 - ① 賠償責任（学生本人が他人に怪我をさせたり、他人の物を壊した場合など。）
 - ② 学生本人の怪我（学生本人が1日以上通院又は入院を要する怪我や死亡又は後遺障害を被った場合。）
 - ③ 学生本人の病気（学生本人が1日以上通院又は入院を要する病気を被った場合。）
 - ④ 救済者費用等（学生本人が入院したり、搭乗した航空機や船舶が遭難した場合。）
 - ⑤ 育英・学資費用補償（扶養者が死亡したり、重度後遺障害を被った場合。又疾病により死亡。）
 - ⑥ 生活用資産（学生の生活用品・身の回りの品が盗難にあった場合。）
 - ⑦ 借家人賠償責任（家主に対して法律上の賠償責任を負った場合。）
- 2) 補償の請求場所
 - ① 問い合わせ先 : (株) ケアールエス（保険やさん21） TEL0495-34-3737 FAX0495-34-3888
 - ② 引受保険会社 : 東京海上日動火災保険（株） TEL048-521-4519 FAX048-521-4593
- 3) 保険料
 - ① 自宅生プラン 38,680円より（4年間）
 - ② 一人暮らし学生用 44,670円より（4年間）

3. 緊急災害対応について

- 1) 大規模地震の発生が予想されるとき処置について

大規模地震の発生が予想されるとき（関東・東海・甲信越）
「地震防災対策強化地域判定会」が招集され、「警戒宣言」が発令された時点で全時限休講とします。
「警戒宣言」の情報等は、NHKニュースで確認し、安全な場所を確保するよう努めてください。

 - ① 授業中の場合
 - ・構内放送により警戒宣言が発令されたことを知らせます。
 - ・地震発生が数時間以内に予想される場合は、職員の指示に従い、直ちに避難を開始します。
 - ② 授業時間帯外の場合
 - ・警戒宣言が解除されるまで休講とします。
 - ・警戒宣言が解除された時、平常授業に復します。
- 2) 火災時の対応
 - ・普段から、非常口・非常階段・消火器・消火栓等の位置を確認しておいてください。
 - ・火災を発見したら非常ベルを押し、初期消火に務めてください。
 - ・非常時の場合は、構内放送にしたがってください。
 - ・放送のない場合は、あわてず安全な場所（グラウンド）に避難してください。
この時、エレベーターは使用しないでください。

学生生活を送るうえでの注意

1. ガイダンス

ガイダンスには、前・後期の履修に関するもの、就職に関するもの、ゼミナールに関するもの、教職課程に関するものなどがあります。いずれも重要なものなので、掲示による期日などの案内に注意し、必ず出席してください。

2. 大学からの連絡

大学から学生諸君への連絡は、掲示板またはインターネットのホームページで行います。掲示により公開された事項は、すべて伝達されたものとします。

電話による問い合わせには応じられません。
必要のある時は、直接、学生課窓口に来てください。

万一、緊急で止むをえず電話連絡する場合は、次の電話番号を使用してください。

学生課 (26号館1階)	TEL 048 (585) 6812	FAX 048 (585) 5939
工学研究科教務課 (26号館1階)	TEL 048 (585) 6813	FAX 048 (585) 5939
人間社会研究科教務課 (30号館1階)	TEL 048 (585) 6301	FAX 048 (585) 6302

災害等による緊急時には、必ず大学に連絡し、所在と被害状況を大学に伝え連絡事項を聞いてください。

3. 通学定期乗車券

JR 線の通学定期券を購入する場合は、発行された学生証と JR 各駅に備付の「定期券購入申込書」に必要事項を記入し、各自購入してください。なお、学生証が通学証明書となりますので、あらかじめ学生証の裏面に氏名・学籍番号・現住所・通学区間を必ず記入しておいてください。JR 線以外の私鉄・都電・都バス・私バス等で、別途、通学証明書が必要な場合は、学生課で発行するので申し出てください。

4年生になって学外の研究機関等で卒業研究を行う場合は、学生課に「外部卒研通学証明書発行申請願」を提出しなければなりません。

各鉄道会社に申請し認可されるまで2週間程度かかりますので、早めに学生課に相談してください。

通学定期券の不正購入や不正使用は、たいへんな罰則を受けます。
大学生として品位のある使い方をしてください。

4. 学割証 (学生旅客運賃割引証)

4. 1 学割証の発行条件

正課活動、課外クラブ、就職活動、帰省等のために遠距離で乗り物を利用する場合、その乗車区間が片道 100km を超えるときに学割証 (学生旅客運賃割引証) を利用することができます。

4. 2 学割証の発行

26号館学生課前の証明書自動発行機で学割証の発行を受けてください。

4. 3 学割証利用の有効期間

学割証の有効期間は、発行日から3か月間です。

5. 通学の方法

5. 1 スクールバスの利用

本学では、下記の各駅と大学間においてスクールバスを運行しています。乗車賃は無料です。

運行時刻については、各掲示板及び正門ロータリー内のスクールバス発着所に時刻表を掲示します。また、本学のホームページでも確認ができます。

なお、運行時刻に変更・追加等が生じた場合は、その都度掲示します。

※土曜日のスクールバス運行は、平日運行時刻と異なりますので注意してください。

- (1) 岡部駅（JR高崎線） ⇄ 大学
- (2) 寄居駅（JR八高線・秩父鉄道・東武東上線） ⇄ 大学
- (3) 森林公園駅（東武東上線） ⇄ 大学
- (4) 本庄早稲田駅（上越・長野新幹線） ⇄ 大学
- (5) 伊勢崎駅（JR両毛線・東武伊勢崎線） ⇄ 大学
- (6) 新伊勢崎駅（東武伊勢崎線） ⇄ 大学
- (7) 世良田駅（東武伊勢崎線） ⇄ 大学
- (8) 太田駅（東武伊勢崎線・桐生線・小泉線） ⇄ 大学

5. 2 自動車・オートバイによる車両通学

自動車・オートバイ等による通学を希望する学生については、車両登録を行っていることを条件として、車両通学許可証（シール）を発行し、学生駐車場の利用を認めています。

車両登録を行っていない学生には、車両通学及び学生駐車場の利用を許可しません。車両通学を希望する学生は、次の3条件を満たした場合に、車両登録を行うことができます。

- (1) 学内開催の交通安全講習会を受講していること。
- (2) 原則として、公共の交通機関を利用して通学することが困難と認められる学生であり、通学距離が片道4km以上であること。
- (3) 対人保険金額が8,000万円以上の任意自動車保険に加入していること。
- (4) 使用目的が「通勤及び通学使用」で契約していること。

なお、未登録の車両で通学している学生については、学則による処分（懲戒）を行うことがあります。

車両登録を行い、車両による通学を許可された学生は、安全運転と交通法規の遵守を心がけてください。通学に関わらず、万一、誤って事故を起こした場合は、直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。

車両登録の方法等について

- (1) 学内にて開催する交通安全講習会に出席した者に、受講カードを配布します。
（交通安全講習会は、5月中旬に開催します。開催日時については、掲示します。）
- (2) 交通安全講習会の受講修了者は、交通安全講習会当日に設置された「回収箱」に受講印が押された受講カードを投函し、後日、「車両通学許可願」と「任意自動車保険の契約書の写し（コピー）」を添えて、学生課に提出してください。申請者には審査の上、「車

両通学許可シール」を発行します。

- (3) 「車両通学許可シール」の有効期限は、登録時より卒業までを原則とします。
- (4) 車種や保険など車両登録してある内容に変更がある場合は、直ちに学生課にて訂正をしてください。
- (5) 「車両通学許可シール」は、ルーム・ミラーの裏側へ貼り、外から確認できるようにしておいてください。

※注意

車両登録を行っていない学生には、万一、車両での通学途中で交通事故を起こしても、保険申請に必要な通学認定を行いません。

交通安全講習会は毎年開催しますので、未だ車両登録を行っていない学生のみならず、過去に車両登録が済んでいる学生であってもできるだけ出席し、交通安全への認識を高めるようにしてください。交通事故に伴う、当事者及び周りの人達（特に両親）の精神的・肉体的・経済的な負担は想像を超える大きさとなる場合があります。

5. 3 学生駐車場

本学には、工学部学生用（北門）、人間社会学部学生用（南門）に自動車約 500 台、オートバイ・自転車約 300 台収容の学生駐車場・学生駐輪場があります。以下のルールを守って事故のないよう利用してください。

駐車場の利用に当たっては、必ず、次の学内ルールを守ってください。

- (1) 学生車両は、正門からの進入を禁止する。
- (2) 学内においては、徐行運転を厳守すること。
- (3) 大乗殿前は駐車禁止とする。
- (4) 21 号館（図書館）前及び 26 号館（正智塔）北の駐車場は外来者・教職員専用であり、学生の駐車は禁止する。
- (5) 自転車・オートバイにて通学する学生は、北門及び 21 号館（学生ホール）南及びテニスコート北の学生駐輪場を利用すること。

※ 学内の駐車場で発生した盗難及び事故であっても大学は一切の責任を負いませんので、利用する学生各々が注意してください。

5. 4 安全運転のポイント

【もしも交通事故にあったとき】

普段、事故にあわないと思っていても、いつその状況に直面するかわかりません。些細な事故でも必ず**学生課**〔TEL 048-585-6812〕へ連絡してください。

接触事故が発生した場合は、その場における当事者間の解決をさげ、必ず警察に事故発生を連絡し警察立ち会いのもとに交渉するか、相手側と一緒に警察署に出頭し「事故届」を提出してください。

また、人身事故の場合は、状況に応じて 119 番通報をし人命の救助を第一に行ってください。深夜で辺りに人がいないときや、携帯電話を所持していなかったり、近くに電話がないときは、近隣にお住まいの方に応援を求める必要があります。

「いざ」というときのために、事故が起こったときの対応方法について紹介します。

(1) 事故現場での対応ポイント

- ① 相手の免許証で、氏名・住所の確認。
- ② 相手の加入保険会社の証券もチェック。
- ③ 事故現場で金銭の受渡しは絶対にしないこと。また、名刺メモ書きなどを無理やり書かされないように注意しましょう。
- ④ 夜間の事故のときは、道路上の危険防止措置だからといって車を移動させ、そのまま逃げる悪質ドライバーもいますので、車のナンバー・車種・特徴・目に付いたことは素早くメモしておくことが大切です。
- ⑤ 事故当事者となった場合は、気が動転してあわててしまいます。警察に必ず連絡し通行人に協力を求めるようにしましょう。
- ⑥ 事故現場での示談・口約束・金銭の受渡しは禁物です。
- ⑦ 事故の経過をメモに取る。

(2) 事故が起きたときの対応

- ① 負傷者を救護し、119へ通報する。
- ② 警察署に通報〔110番〕する。
- ③ 通行人に協力を求める。
- ④ 事故状況をメモする。
- ⑤ 保険代理店又は保険会社へ連絡する。
- ⑥ 学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕し、「事故報告書」を提出する。

(3) メモのチェックポイント

- ① いつ [月/日/時間]
- ② どこで [場所]
- ③ だれと [相手/氏名/電話番号/勤務先/車種/ナンバー/型/色]
- ④ どうした [事故状況]
- ⑤ 警察は [届出警察/警察官名/事故証明書発行/事故届]
- ⑥ それから [目撃者の氏名/勤務先]

●詳細は、以下の「安全運転アドバイス」のホームページを確認ください。

<http://www.unyuroren.or.jp/home/safety/anzen.htm>

6. 学生食堂

6. 1 大食堂 営業時間 営業時間 10時00分～15時00分

大食堂は、22号館1階で営業しています。定食・ランチ・カレー・ラーメン・スパゲッティ・うどん・そばなどが市価より安く提供されています。

6. 2 エスパース・ヴェール（食堂） 営業時間 8時30分～18時00分

エスパース・ヴェールは、9号館の学生ホール内で営業しています。

朝定食（250円より）をはじめ各種定食、スパゲッティ・カレー・ラーメン・うどん・そば等が食べられます。コンビニコーナーでは、100円ピラフをはじめ各種弁当・おにぎり・パン・スナック・飲物類を販売しています。

また、合宿等で朝・夕食を希望する場合や各種コンパを計画する場合は、前もって連絡をしておくと安価で便宜をはかってくれます。利用する場合は、学生課窓口にて「施設設備使用許可願」を提出してください。

6.3 カフェ・ロータス（軽食堂）営業時間 10時00分～18時00分

カフェ・ロータスは、31号館で営業しています。スパゲッティ・ロコモコ・ホットドック・スパゲッティ・ピラフ・各種カレーのほかドリンクが用意されています。1階は76席あり誰でも利用することができます。屋外のテラスにも20席あります。

2階は女性専用のフロアーになっています。28席のほかにパウダーコーナー等が設けられています。

7. 購買部 営業時間 9時00分～15時00分

購買部は、9号館（学生ホール）で営業しています。

教科書・参考書・学用品・日用品、また、就職活動に必須の履歴書などを販売しています。

8. セブン・イレブン埼玉工業大学店 営業時間 8時00分～18時00分

セブン・イレブンは、22号館（情報システム学科棟）1階にあります。各種劇場等のチケットの購入やATM等、学生生活を応援する機能が全て整っています。

9. 大学構内における喫煙・飲酒及び美化衛生について（遵守事項）

- (1) 学内では指定された場所以外での喫煙を慎むこと。
- (2) 学内では飲酒をしないこと。
- (3) 特に、講義室での喫煙・飲酒は一切認めていないので注意すること。
- (4) 火の元には十分注意し、構内は清潔に保つようこころ掛けること。

10. 学生活動に関する願出・届出の提出について

学生活動を行う際は、それぞれ願出や届出をし、許可を受けなければなりません。学生便覧に掲載されている「学生の諸活動に関する規程」・「学生の諸活動に関する規程細則」及び「学生の書類提出先」の頁を参考にし、諸手続きを行ってください。詳細については、学生課へお問い合わせください。

10.1 団 体

- (1) 学生が、学内で団体を設立しようとするときは、「学生団体結成願」を作成し、クラブ連合会の承認を得たうえで学生課に提出してください。団体を解散する場合は、「学生団体解散届」の提出が必要です。
- (2) 許可された団体は、毎年度5月末日までに「団体構成員名簿」を提出してください。届出のない団体は解散したものとみなされます。
- (3) 上記団体が学外団体に参加又は学外団体の行事に参加しようとするときは、許可を得なければなりません。

10.2 集 会

- (1) 学生が、学内外において集会を行うときは、許可を得なければなりません。
- (2) 学内の集会に学外者が参加することは原則として許可されません。
- (3) 学生が集会のために本学の建物、施設、物品を使用するときは施設設備使用許可願や学内物品使用願を提出し許可を得ることが必要です。
使用する者はその保全に十分留意し、万一、破損・汚損したときは速やかに届出てその責任を負うことになります。

10. 3 掲 示

- (1) 学生が学内外でビラ、ポスター、パンフレット、新聞などを掲示、又は配布しようとするときは、学生課の窓口に願い出て、許可を得てください。
- (2) 許可されたビラ、ポスターなどは、許可された期間のみ、指定された場所で配布もしくは掲示することができます。期限が過ぎた掲示物は必ず剥がすこと。

10. 4 大学の施設・設備等を借用する場合

本学の施設・設備又は物品等を借用するときは、使用する3日前までに学生課の窓口に願い出て、許可を得てください。借用したものは、必ず期限までに返却してください。

10. 5 学生活動の注意事項

- (1) 放 送
いかなる場合でも授業時間中に放送することはできません。
特別な許可が必要な場合は、学生課に相談すること。昼休み時間や放課後に限り、許可する場合があります。
- (2) 金銭を伴う行為
学内外を問わず、学生が、募金・販売など金銭の収支を伴う行為をすることは、原則として認められません。
- (3) 学生の政治活動、暴力行為等について
学生又は学生団体が、学内において政治活動を行うことは、いかなる場合においても認められません。また、暴力行為や教育を妨げるような行為、その他学生の本分に反する行為を許すことはできません。

11. 遺失物・拾得物について

最近、学内で落とし物が非常に増えています。携帯電話やゲーム機、電卓など精密で高価なもの、お財布や通学定期、自宅の部屋や自動車のキーなどが多くなっています。誤って遺失物をしてしまった、また拾得物があった場合には、直ちに学生課へ届出てください。スクールバス内での落とし物も目立っています。下車の際は十分注意してください。

遺失物は、原則として半年間、学生課で保管しています。貴重品以外は、26号館学生課入り口に棚を用意して陳列していますので、諦めずに確認してください。

学 生 生 活 (Ⅱ)

学生生活充実のために

1. カウンセリング・ルーム (悩みごとの相談)	83
1. 1 カウンセリング・ルームの利用について	
1. 2 臨床心理センターの利用について	
1. 3 セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止について	
2. 健康相談	84
2. 1 健康相談	
2. 2 定期健康診断	
2. 3 健康診断書の発行	
2. 4 遠隔地被保険者証の携帯	
2. 5 飲酒の恐ろしさ	
2. 6 エイズに関する基礎知識	
2. 7 禁煙運動について	
2. 8 大麻などの薬物の乱用防止について	
2. 9 若年女性に急増中の子宮頸がんについて	
2. 10 大学周辺の主な医療機関	
3. 奨学金制度	89
3. 1 大学院特別奨励金制度	
3. 2 大学院奨学支援金制度	
3. 3 日本学生支援機構奨学金	
3. 4 留学生関係の奨学金制度	
3. 5 その他の奨学金制度	
3. 6 教育ローン	
3. 7 学費サポートプラン	
4. 生活相談	93
4. 1 下宿・アパートの紹介	
4. 2 アルバイトの紹介	
4. 3 国民年金の加入	
4. 4 悪徳商法	
5. 厚生施設	96
5. 1 契約施設について	
5. 2 温水プール施設「パティオ」について	
6. 日本学生支援機構について	97

学生生活充実のために

1. カウンセリング・ルーム（悩みごとの相談）

青年期は人の一生を通じて一番悩みの多い時期と言われますが、誰かに相談したいが話す相手がない。こんなときは「カウンセリング・ルーム」を覗いてみてはいかがですか。専門の臨床心理士の先生が懇切丁寧に相談に応じています。

また、高崎線岡部駅の線路沿いの「臨床心理センター」も無料で相談を受け付けていますので、希望する場合は、お電話にて予約をしてください。

相談された内容については、秘密を厳守しますので安心して相談をしてください。状況に応じて外部の機関（病院・心理センター）を紹介することも可能です。

〈 例えばこんなとき 〉

やる気がおきない	人間関係ってむずかしい	自分の性格を知りたい
自分の居場所がない	友人ができない	異性のことについて
学業のことについて	サークルのことについて	経済上のことについて
家庭のことについて	心身の健康について	等々

1. 1 カウンセリング・ルームの利用について

カウンセリングルームは、21号館1階（図書館棟）玄関（テニスコート側）にありますので、気軽にノックしてください。岡部駅東の線路沿いに付属の臨床心理センターがあります。この施設も無料で利用できます。担当者は全員が女性の臨床心理士資格保有者です。

学内カウンセリングルームは直接来室してください。電話での予約も可能です。

048-585-6413（直通）

臨床心理センターに来られる場合は必ずお電話にてご予約ください。

048-585-6071（直通）

●学内カウンセリングルーム 勤務曜日・時間・担当

	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	君野	茂木	小島	小林	山下	

* 月曜日は 10:00～13:00。

●臨床心理センター 勤務曜日・時間・担当

	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00						
14:00～17:00		茂木	小島 神戸	小林	小島 山下	

1. 2 セクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメントの防止について

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という。）とは、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為を」を指します。

セクハラには、次のように2つのタイプがあります。

① 対価型セクハラ 「職場や学校などにおける立場・同調圧力・階級の上下関係を利用し、下位にある者に対する性的言動や行為を行う（強要する）こと」

② 環境型セクハラ 「性的な嫌がらせ」

アカデミック・ハラスメント（以下「アカハラ」という。）とは、「研究教育の場における権力を利用した嫌がらせ」を指します。

学生に対するアカハラの例としては、指導教員からの退学・留年勧奨、指導拒否・学位論文等の取得妨害などがあります。

もし、セクハラやアカハラにあったときは、1人で思い悩んだりせず、次の大学相談員に相談してください。また、カウンセリング・ルーム及び学生課でも相談に応じます。

●工学部の相談員

学科	相談員氏名	性別	T E L	メールアドレス/ ()は研究室
機械工学科	足立 孝	M	048-585-6831	adachi@sit.ac.jp (6号館2階)
生命環境化学科	松浦 宏昭	M	048-585-6839	ishikawa@sit.ac.jp(1号館4階)
情報システム学科	吉澤 浩和	M	048-585-6857	yoshiz_h@sit.ac.jp(19号館4階)
ヒューマン・ロボット学科	曹 建庭	M	048-585-6854	cao@sit.ac.jp (19号館2階)
基礎教育センター	山路 雅也	M	048-585-6863	yamaji@sit.ac.jp (26号館5階)

●人間社会学部の相談員

学科	相談員氏名	性別	T E L	メールアドレス / ()は研究室
情報社会学科	宮崎 洋	M	048-585-6345	h-miya@sit.ac.jp(30号館2階)
心理学科	友田 貴子	F	048-585-6319	atsuko@sit.ac.jp(30号館7階)

※ 相談をする場合は、相談員にメールアドレスなどで相談内容などを書き込み、合わせて面談日などの確認をしてください。学生課を通じての相談も可能です。

2. 健康相談

心身が健康であってこそ、学生生活を楽しむことができます。

病に倒れてしまっても何もできません。身体的疾病を解決することにより、精神的な不安も解消されます。自己の健康管理のポイントは「早期発見」です。

気軽に健康相談を受けてください。

2. 1 健康相談

学生課では、清水校医の指導のもとに学生諸君の健康管理や健康相談を行っています。

授業中や課外活動中など学内で体調不良や、思わぬケガをしたようなときは、すぐに学生課へ申し出てください。

2. 2 定期健康診断

学生課では、全学生を対象にして、毎年定期健康診断を実施しています。

新入生の定期健康診断は、毎年4月のオリエンテーション期間内、2年生から4年生は毎年2月上旬に行っています。

定期健康診断は、学生諸君の健康維持、疾病の早期発見のために毎年行っていますので必ず受診するようにしてください。

定期健康診断の実施項目は、次の通りです。

X線間接撮影，尿検査，血圧，視力，色覚，内科検診，身体計測（身長，体重）

定期健康診断の実施日は，学生課の掲示板に掲示します。

健康診断に無関心でいると，取り返しのつかない事態になったり，日本学生支援機構の奨学生推薦や就職の斡旋ができないことがありますので十分注意してください。

2. 3 健康診断証明書の発行

定期健康診断を受けた学生には，健康診断書を発行します。

4年生は，就職活動に必要な書類ですから，必ず受診してください。

健康診断書の発行は，26号館学生課前の証明書自動発行機で行ってください。

手数料は1通300円です。なお，4年生が就職活動に使用する場合は1通100円です。

2. 4 健康診断報告書の発行

定期健康診断を受けた学生には，4月下旬に学生課で健康診断報告書を発行します。受診したそれぞれの項目の検査結果が一目でわかるものです。医師による総合判定のコメントを参考にして，「検査を要する」との判定には，医師の再検査を至急受けるようにしてください。

2. 5 保険証の携帯

自宅外通学の学生は，保険証を取り寄せておき，思いがけないケガや病気のために備えるよう心がけてください。

保険証は，「在学証明書」を両親（扶養者）のもとに送り，扶養者が勤務する会社の健康保険組合又は市町村役場の国民健康保険係に申請することにより発行されます。

両親（扶養者）に相談してみてください。

2. 6 飲酒の恐ろしさ

「イッキ飲み」の禁止

「イッキ，イッキ」の掛け声とともに大量のお酒を短時間で飲むイッキ飲みは，体内のアルコール分解のサイクルを無視した非常に危険な飲み方です。

肝臓での代謝が追いつかず，アルコールの血中濃度が急速に高まって，呼吸中枢などの中枢神経が麻痺（マヒ）してしまう急性アルコール中毒になりやすいのです。

時には脳の麻痺が進み，意識が混濁，呼吸も麻痺して死に至る場合もあります。

酔いつぶそうと思って飲ませ死なせたら『傷害致死罪』，そんな意図がなくても，相手が酒に溺れて死亡したら『過失致死罪』，一緒に飲んで相手が泥酔の状態におち，そのまま放置したら『保護責任者遺棄』，さらに死傷に至ったら『遺棄致死傷』など法的な処分が科せられます。

この問題は他人ごとではなく，本学でもここ数年，新入生歓迎コンパやサークル活動の仲間内・学園祭・下宿内でのコンパ等で「急性アルコール中毒」で病院に運ばれた学生が少なくありません。

お酒は適量飲めばストレスも解消されたり，場の雰囲気盛り上がり，時には楽しいものです。

しかし，誤った飲み方をした場合には，どんな人でも死に至る恐ろしいものでもあります。

大学生だからといって無理をしても平気だろうと自負している学生は，考えや認識を改める必要があります。

飲酒の心得5ヶ条

- (1) 「イッキ」飲みは決してしない，させない。
- (2) 飲めない人にはすすめない。
- (3) 体調が悪い日，風邪薬や痛み止めなどの薬を飲んでいるときは，飲まない。
- (4) 食べながら，ゆっくり飲む。
- (5) 飲める人でも「ほろ酔い」段階で切り上げる。

「未成年者飲酒」の禁止

日本では「未成年者飲酒禁止法」によって，20歳未満の飲酒が禁じられていますが，その目的は未成年者をアルコールの害から守ることにあります。

人間の成長期は心身ともに未発達です。

アルコール分解能力も大人に比べて未熟なため、脳細胞への悪影響、性ホルモンを作り出す臓器の機能が抑制されるなど、未成年者の飲酒は健全な発育を阻害することになります。

「飲酒運転」の禁止

車の運転には機敏な反射能力や的確な判断能力が必要ですが、お酒を飲むことによってそうした能力は低下します。飲酒による視力の低下はいちじるしく、視野は狭くなってしまいます。

末梢神経の反射運動能力が損なわれ、集中力が落ち、スピードの出しすぎ、ブレーキの踏み遅れやハンドルのアクセル、クラッチの操作が乱暴になります。

酒気帯び運転、酒酔い運転は、一歩間違えば本人だけでなく、関係のない他人をも悲劇に巻き込む重大な事故につながります。

道路交通法で「何人も酒気を帯びて運転してはならない」というのは、こうした飲酒運転の恐ろしさによるものなのです。一口でも飲んだら車の運転はしない、運転をするなら一口も飲まないという強い意志を持ちましょう。

●詳細は、以下の「財団法人アルコール健康医学協会」のホームページを確認してください。

<http://www.arukenkyo.or.jp/index.html>

2. 7 エイズに関する基礎知識

エイズ (AIDS) は、Acquired Immuno Deficiency Syndrome の頭文字をとったもので、日本語では「後天性免疫不全症候群」といいます。エイズをおこすウイルスは HIV (ヒト免疫不全ウイルス) といひ、一般的にエイズ・ウイルスと呼ばれます。

外から感染したエイズ・ウイルスによって、からだの免疫機能が破壊され、さまざまな病原体に感染しやすくなる病気です。治療方法も進歩し、延命できる人も増えてきましたが、まだ治すことが難しい病気です。また、だれでもかかりうる病気です。

感染経路は性行為・血液・母子感染の3つです。急増しているのは性行為感染です。

正しい予防策をしなければ、だれでも HIV に感染する危険性があります。

日常生活では感染しません。(握手・普通のキス・入浴・食べ物に分け合う・プール)

予防策ははっきりしています。

HIV に汚染された血液・精液・膣分泌液の粘膜への直接接触を防ぐことで十分に予防できます。

現在のところ、性行為感染を防止できる確実な方法はコンドームの正しい使用です。

ためらわないでエイズ検査を受けよう。

一応の目安として、自分が感染したかもしれないと思われる最後の心当たりから、12週間たつてから後の検査をお勧めします。

●詳細は、以下の「財団法人エイズ予防財団」のホームページを確認してください。

<http://www.jfap.or.jp/>

専門の相談員が直接お答えします。

フリーダイヤル 0120-177-812 (携帯電話 03-5259-1183)

機関ではプライバシーが守られるように、きちんと配慮がされております。

全国の保健所でも匿名で相談又は検査が受けられます。費用は原則的に無料です。

2. 8 禁煙運動について

タバコはなぜよくないか (百害あって一利なし)

タバコの害で代表的なのは肺がんです。喫煙者の肺がん死亡率は吸わない人の実に4倍以上。

また喫煙は動脈硬化を促進したり、ビタミンCが大量に消耗されて感染症にかかりやすくなります。さらに怖いのは間接喫煙。タバコの害は主流煙 (本人が吸ったタバコの煙) よりも副流煙 (間接喫煙: 他人が吸ったタバコの煙) のほうが強いので、家族や周囲の人にも大きなリスクを与えてしまいます。このようなことから

埼玉工業大学も学生諸君の健康を守るため、また、快適な空間を維持するため禁煙運動を推進す

ることになりました。

キャンパス内では、お互い気持ちよく快適な環境で勉学できるよう下記の喫煙マナーを厳守してください。

- (1) 指定場所（喫煙場所）以外での喫煙の禁止
- (2) 歩行喫煙（くわえタバコ）の禁止
- (3) 吸い殻のポイ捨ての禁止

2. 9 大麻などの薬物の乱用防止について（薬物乱用はダメ。ゼッタイ。）

昨年、マスコミ等で報道されている「大学生による大麻等違法薬物の所持・乱用」が大きな社会問題になっています。大麻等違法薬物は、その使用ばかりではなく所持・栽培・製造・売買等も、法律で厳しく罰せられます。

これまで、「飲酒の恐ろしさ」について、注意を喚起してきましたが、大麻等の薬物の使用は、自身の健康と精神を破壊し、悲惨な学生生活につながってしまいます。

学生諸君は、大麻等違法薬物の所持、使用の危険性を充分認識し、本学の学生として責任ある自覚と良識ある行動をとるよう強く望みます。

- 詳細は、以下の「厚生労働省薬物乱用防止」のホームページを確認してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/>

2. 10 若年女性に急増中の子宮頸がんについて

近年、子宮頸がんは20歳代の若年層で、急激に増えています。子宮頸がんの原因は、「ヒト・パピローマウイルス（HPV：Human Papillomavirus）」の感染が関連しているとされており、HPVは性交経験があれば誰にでも感染しうる、ごくありふれたウイルスで、女性の約8割が50歳までに感染を経験すると言われています。検診により、HPV感染から“がん化”する前の異形成という状態を発見することが可能で、初期に発見できれば子宮頸部の一部を切除する手術で治療することができ、治療後の妊娠・出産も可能です。手遅れとなる前に、定期的な検診を受けましょう。

- 詳細は、以下のホームページを確認してください。

国立がんセンターがん対策情報センター <http://ganjoho.jp/public/index.html>

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会 Orange Clover

<http://www.orangecllover.org/index.html>

女性の健康・医療情報.net「もっと知ろう！子宮頸がん」<http://www.shikyu-keigan.com/>

2. 11 大学周辺の主な医療機関

思いがけない病気やケガの時のために、本学周辺の医療機関の一部を紹介します。

【岡部地区】

益岡医院	(内, 外, 消, 整, リハ)	深谷市岡部 1243 048(585)5657
吉田眼科医院	(眼)	深谷市岡 2757-3 048(585)2054
橋本歯科医院	(歯)	深谷市山河 1234-2 048(585)1101

【本庄地区】

岡病院	(内, 消, 循)	本庄市北堀 810 0495 (24) 8821
上武病院	(内, 精神, 齒)	本庄市小島 5-6-1 0495 (21) 0111
田所医院	(外, 内, 循, 放, 呼, 消, 整)	本庄市けや木 1-8-2 0495 (22) 3445
春山眼科医院	(眼)	本庄市けや木 1-5-5 0495 (21) 2160
服部クリニック	(眼, 耳)	本庄市東台 4-1-22 0495 (24) 4671・4672
逸見耳鼻咽喉科医院	(耳, 気管)	本庄市駅南 2-20-3 0495 (22) 4852
本庄総合病院	(内, 小, 外, 整, 脳, 眼, 耳, 皮, 泌)	本庄市北堀 1780 0495 (22) 6111
堀川病院	(外, 整, 形, 消, 肛, リハ, 内)	本庄市本庄 1-4-10 0495 (22) 2163
松本産婦人科医院	(産)	本庄市千代田 1-1-26 0495 (24) 3377
中央歯科医院	(齒)	本庄市駅南 2-15-3 0495 (21) 1807

【深谷地区】

佐々木病院	(内, 外, 胃, 整, 形成, 脳, 循, 皮, リハ)	深谷市西島 2-16-1 048 (571) 0242
清水外科医院	(外, 内, 整, 消)	深谷市人見 445-3 048 (573) 1197
安達皮膚科医院	(皮)	深谷市上柴町西 4-4-19 048 (571) 2301
小暮病院	(神経, 内, 小, 脳)	深谷市中瀬 1216 048 (587) 1262
今井医院	(内, 小)	深谷市寿町 58 048 (572) 7728
あねとす病院	(内, 外, リハ)	深谷市人見 1975 048 (571) 5311
上柴クリニック	(内, 外, 消, 放)	深谷市上野台 2321-2 048 (574) 7770
桑原医院	(消, 外, 内, 麻酔)	深谷市上野台 478 048 (571) 2206
深谷整形外科医院	(内, 整, リハ, リウ)	深谷市宿根東通 245-1 048 (574) 0022

深谷赤十字病院	(内, 精神, 神経, 消, 循, 小, 外, 整, 形成, 脳外, 心外, 呼小外, 皮, 泌, 産, 麻)	深谷市上柴町西 5-8-1 048 (571) 1511
山本整形外科内科医院	(整, 内)	深谷市高畑 203-1 048 (572) 8081
白倉医院	(小, 内, 消)	深谷市稲荷町 3-3-1 048 (571) 0169
大浜歯科医院	(歯)	深谷市東方町 3-19-14 048 (573) 8266
太宰歯科クリニック	(歯)	深谷市上野台 2904-14 048 (573) 7800
石川医院耳鼻咽喉科	(耳)	深谷市西島町 3-17-65 048 (571) 0038
正田眼科	(眼)	深谷市稲荷町 1-8-33 048 (571) 1198

【熊谷地区】

熊谷総合病院	(内, 外, 胃, 産, 耳, 小, 眼整, 皮, 泌, 脳)	熊谷市中西 4-5-1 048 (521) 0065
藤間病院	(消, 外, 産, 循, 内, 泌, 乳, 整)	熊谷市末広 2-137 048 (522) 0600
ティアラ 21 女性クリニック	(婦人科・女性の心と身体の悩み相談ほか)	熊谷市筑波 3-202 ティアラ 21 5F 048 (527) 1122
はぎわら眼科	(眼)	熊谷市玉井 1744-1 048 (533) 1177

3. 奨学金制度

奨学金制度は、教育の機会均等の精神に基づき、日本学生支援機構をはじめとする各種の団体により設けられています。

これらの制度は、学業成績・人物ともに優秀であって経済的に援助を必要としている学生に対して奨学金を貸与又は給付するものです。

奨学金関係の事務は、学生課で扱っています。

奨学金制度により、出願資格・貸与又は給付の期間・金額・申請に必要な書類が異なります。

奨学金関係の説明会や募集案内に関する連絡は、すべて学生課の奨学金専用掲示板に掲示・通知しますので、見落とすことのないよう十分注意してください。

主な奨学金制度は、本学独自のものを含め、次の通りです。

3. 1 大学院特別奨励金制度

- (1) 資 格 レフリーのある学協会誌等において掲載を認められた研究を行った者のうち特に評価が高かったもの。
- (2) 授 与 額 1件につき10万円
- (3) 決定時期 学長が推薦し、理事会審査を経て、毎年3月に決定する。

(4) 採用件数 博士前期課程・博士後期課程から各2件。

3. 2 大学院奨学支援金制度

- (1) 目的 経済的な理由により学費の支払いが困難なものに奨学支援金を貸与して、経済的に支援することを目的とする。
- (2) 資格 埼玉工業大学大学院学生及び入学予定者。
- (3) 貸与額 授業料の額の範囲。
- (4) 採用決定 本人からの申請に基づき、大学院学生委員会で審査し、理事会が奨学支援金額を決定する。
- (5) 提出書類 奨学支援金申請書、返済計画書、返済保証書、主たる生計維持者の課税証明書又は非課税証明書。
- (6) 返済時期 原則として修学年限までとする。

3. 3 日本学生支援機構奨学金(旧「日本育英会奨学金」)

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金は、人物・学業成績ともに優秀かつ健康な学生で、経済的理由により修学困難なものに対して貸与されます。「第一種奨学金」(無利子)と「第二種奨学金」(有利子、利率固定か利率見直しを選択)の2種類があります。奨学生の選考は、人物・健康・学力・家計について基準に照らして行い、予算の範囲内で採用される仕組みです。

(1) 貸与月額

奨学金の種類		修士・博士前期課程	博士・博士後期課程
第一種奨学金	無利子	50,000円または88,000円	80,000円または122,000円
第二種奨学金	有利子	50,000円, 80,000円, 100,000円, 130,000円, 150,000円 上記の5種類の月額から選択できます。	

(2) 入学時特別増額貸与奨学金

- 入学時特別増額貸与の対象者は、4月を始期として奨学金の貸与を受ける者で、初回の月額に増額して貸与を希望する者です。
- 申込みは、所得が少ないために日本政策金融公庫の教育ローンが利用できなかった世帯(当該融資に係る世帯収入の上限を超えるものを除く。)、又は申込時の家計基準における認定所得が0(ゼロ)評価となる者の子弟に限られます。
- 貸与額は、10・20・30・40・50万円から選択できます。
- 奨学金の第1回目の振込時に全額が上乘せされます。
- 入学時特別増額貸与奨学金だけを借りることはできません。

(3) 出願資格

① 第一種奨学金(無利子)

- 大学に在籍する優れた学生で、経済的理由により著しく修学困難な者であること。
- 1年生については、出身高校の評定平均値が3.5以上の者であること。
- 2年生以上については、学業成績が上位1/3以内であること。

② 第二種奨学金(利子付)

- 大学に在籍する優れた学生で、経済的理由により修学困難な者であること。
- 1年生については、出身高校の評定平均値が平均水準以上の者であること。
- 2年生以上については、学業成績が平均水準以上であること。
- 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められるもの。

③ 第一種奨学金と第二種奨学金の併用貸与

第一種奨学金のみでは学業継続が困難な者に対しては、第二種奨学金と両方あわせて貸与することがあります。

④ 外国籍の学生について

外国籍の学生については、「永住者」または「定住者」の在留資格を持つ場合にのみ、出願資格があります。学生課で確かめてから応募してください。

(4) 貸与期間

採用時に定められた時期から卒業までの最短終業年限（4年間）です。

学則による処分、学業成績の不振、奨学金継続願の未提出、その他奨学生としての適格性を失ったときは、奨学金が停止又は取消される場合があります。

ただし、学業成績の不振により停止となった学生の成績が向上し、進級した場合には、願出により奨学金の貸与を復活することができます。

その際は、進級が確定した段階で、速やかに学生課に報告してください。

(5) 募集時期

4月中旬に年1回の募集を行います。

状況により追加募集や二次募集（秋）を行うこともありますが、この場合は4月募集において適格でありながら、本学への割当数の関係から、不採用になった学生が対象になります。

募集・継続の手続については、全て 26号館東側 及び 30号館3013教室前 の「奨学金関係」の掲示板で案内しますので、見落としのないよう注意してください。

**家計支持者の失職・急死又は火災や災害（台風・地震）等により、家計が急変し、緊急に奨学金の貸与が必要となった場合は、定期以外の採用（応急・緊急）があります。
学生課に相談してください。**

(6) 提出書類

募集説明会を開催し、ここで詳細を説明します。

奨学金の貸与を受けるためには、連帯保証人・保証人を立てる（人的保証制度）、又は一定の保証料を支払うことで保証機関に連帯保証をしてもらう（機関保証制度）、どちらかの制度を選択しなければなりません。

提出書類の他にインターネット（スカラネット）による入力手続きを行いますので、募集説明会には必ず出席してください。

日本学生支援機構奨学金をはじめとして、奨学金の貸与金額は卒業時にはかなりの額になります。返還のことも十分に検討して出願してください。

(7) 在学中の主な手続き

12月から1月にかけて「奨学金継続願」の提出があります。怠ると奨学生の資格を失いますので、継続手続の説明会に必ず出席し、個人別パスワードを受取り、インターネットで所定の期日までに継続願を提出してください。

(8) 奨学金の返還

4年生は、11月下旬に、満期者の返還説明会がありますので、必ず出席してください。

① 返還方法は、貸与開始後に提出する「奨学金返還誓約書」によります。

② 返還は、月賦、及び月賦と半年賦併用の2つの割賦方法で行われます。

返還を怠ると延滞金が課せられます。また、延滞3ヶ月以上になった時点で、個人情報機関に延滞者の個人情報登録されます。個人情報機関に登録されると、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローン等が組めなくなる場合があります。

③ 第二種奨学金には、返還の際に、上限年利3%の利息が付きます。

(9) 奨学金返還の猶予

① 卒業後に上級校へ進学した場合は、「在学届」の提出により、その上級校修了まで返還が猶予されます。

② 卒業後、災害、その他やむをえない事情により返還が困難になったときは、願出により、一

定期間について返還が猶予されることがあります。

(10) 奨学金の辞退

経済事情又は退学等で、奨学金の貸与をとりやめる場合は、必ず学生課に辞退を申し出たうえ「異動届」を提出してください。

〈奨学生の「進学届」・「在学届」の提出について〉

1. 「進学届」

高等学校在学中に、大学奨学生採用候補者として採用が内定している学生は、入学後速やかに「採用候補者決定通知」を学生課奨学金担当係へ提示してください。「ユーザ ID・パスワード」を受取り、期限（日程は未定）までに日本学生支援機構ホームページにアクセスし、「進学届」の登録を行ってください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金の候補者で「日本政策金融公庫の教育ローンを利用できなかったことについて（申告）」を必要とする方は同時に提出してください。

2. 「在学届」

高等学校在学中に日本学生支援機構奨学生であった学生は、大学入学後「在学届」を提出することにより、在学中の奨学金返還が猶予されますので必ず届出てください。ただし、大学奨学生採用候補者については、「進学届」の前奨学生番号欄に高校時代の奨学生番号を入力することにより、「在学届」の提出は不要となります。

在学届等の提出用紙は、「返還のてびき」に綴りこんでありますが、紛失してしまった場合は学生課に申し出てください。

なお、在学届、進学届の提出については、入学時のガイダンスや学生課奨学金の掲示板に案内します。

(11) 奨学金返還の免除

本人が死亡又は身障者となった場合は、相続人・連帯保証人の願出により返還を免除されることがあります。

3. 4 留学生関係の奨学金制度

- (1) 財団法人日本国際教育協会奨学金
 - (2) 財団法人ロータリー米山記念奨学金
 - (3) 財団法人平和中島財団奨学金
 - (4) 公益信託 橋本泰彦アジア・アフリカ留学生奨学金基金
- 詳しい内容については、募集の依頼があり次第、その都度掲示します。
不明の点については、学生課に問い合わせてください。

3. 5 その他の奨学金制度

都道府県教育委員会、地方公共団体、その他民間団体等の奨学金制度がありますので、募集の依頼があり次第、所定の掲示板に掲示します。積極的に応募されることを勧めます。

3. 6 教育ローン

『国の教育ローン』 教育一般貸付（日本政策金融公庫）

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学する学生等の家庭を対象とした公的な融資制度です。

- ① 融資額 学生・生徒1人あたり300万円以内
- ② 利率 平成24年11月12日現在 年2.45%（母子家庭は年2.05%）
- ③ 返済期間 15年以内（母子家庭・交通遺児家庭の方は18年以内）
- ④ 用途 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

- ⑤ 返済方法 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能です）
 ⑥ 問い合わせ 教育ローンコールセンター 電話 0570-008656（ナビダイヤル）
 または 03-5321-8656
 日本政策金融公庫ホームページ（国の教育ローン）
 パソコン用 <http://www.jfc.go.jp/k/kyouiku/ippan/index.html>

3. 7 「埼玉工業大学提携学費サポートプラン」(学費分納制度)

本学と提携する(株)オリエントコーポレーションの学費サポートプランの利用者に対し、学生の在学期間中における利子相当額について、奨学金として支給いたします。

「学費サポートプラン」は、入学金や授業料などの納付金を、Web または郵送で申込手続きができる学費の分割納付制度です（来店や所得証明書は不要です）。

- ① 申込先 (株)オリエントコーポレーション
 資料請求先：学費サポートデスク
 電話番号：0120-517-325（受付時間：9：30～17：30）
 ＊大学のホームページよりお申込みが可能です。
- ② 利用対象者 本学に入学または在学する学生の保護者
 ＊審査結果により、このプランの利用ができない場合があることをご了承ください。
- ③ 対象費用 入学金・授業料・教材費・諸会費等の学校納付金
- ④ 利用可能額 納付書記載金額（利用累計 500万円まで）
 利用金額は、(株)オリエントコーポレーションから埼玉工業大学へ直接振り込まれます。
 申込に必要なものは、新入学生の場合「合格通知の写し」、「納付書の写し」、在学生の場合「学生証写し」、「納付書の写し」などです。
- ⑤ 返済方法 「通常分納」、「ステップアップ分納（在学期間中利払）」のどちらかを選択します。利率は、固定金利 年率4.1%。
- ⑥ 利子補給 利子補給期間は在学中に限り、給付は年度末に埼玉工業大学より奨学金として、保護者の銀行口座に振り込みいたします。なお、利子補給の利率の上限は、年率5%となります。また、本プラン以外の教育ローンは、利子補給の対象となりません。
- ⑦ 問い合わせ先 埼玉工業大学会計課 担当：篠塚・井桁
 電話番号：048-585-6810
 （平日：9：00～17：00 第1・3・5土曜日 9：00～13：00）

4. 生活相談

学生生活を送る上での相談、下宿・アパート情報及び休暇を利用してアルバイトを希望する場合などに、学生課が対応しています。

4. 1 下宿・アパートの紹介

自宅から通学できない学生のために下宿・アパートを斡旋しています。学生課では、新しい情報を集めた冊子を作成して便宜を図っています。

(1) 住まいを借りるときの心構え

- ① 家主とのトラブルを避けるために内容をよく確認してから契約してください。
- ② 「大学と大家さんとの直接契約の物件」と「業者を通しての物件」と2種類あります。それぞれ契約内容が違いますので、十分確認してください。
 - ・ 直接契約の物件は、4年契約で敷金など不要ですが、退出時、必要な場合があります。
 - ・ 業者を通しての物件は、2年と4年の契約物件があります。契約時に必ず確認してください。また、入居時には、入居費若しくは敷金・礼金として、部屋代の2か月分程度が必要です。学生課配布の冊子を確認してください。

- ③ 部屋の条件に納得できたら、賃貸契約をしてください。
- ④ 契約後、不都合などがあつたら、学生課に相談してください。
- ⑤ 入居後は、騒音などには十分な配慮をしてください。
- ⑥ 自治体によりゴミ処理等の決まりごとが違います。情報を集め近隣に迷惑をかけないように心掛けてください。
- ⑦ あらゆるトラブルには誠心誠意対応し、それでも解決できない場合は、学生課に相談してください。

4. 2 アルバイトの紹介

アルバイトは、学業を優先に考え、無理のない自分に合ったものを選ぶことが必要です。深夜におよぶアルバイトに就き、授業を犠牲にしてドロップアウトする学生も見受けられます。健康を害さないよう、学生各自が慎重に選んでください。

掲示板的アルバイト求人票を見て自分に適したものがあつた場合は、直接求人先に連絡してください。就業する前に、条件を確認し、納得してから就業してください。

なお、不安や疑問がある場合は、遠慮なく学生課に相談してください。

4. 3 国民年金の加入

平成3年4月から、学生も満20歳になると国民年金への加入が義務づけられるようになりました。これまでに、国民年金に加入していなかったために、在学中に事故や病気で障害の状態になつても、障害基礎年金が受けられなかったという事例もあります。20歳になったら必ず国民年金に加入してください。

(1) 国民年金は、こんなリスクに備えます。

① 障害基礎年金

国民年金の被保険者が障害を負つた場合、一定の条件を満たしていれば障害基礎年金が受給できる。障害の程度による定額制。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi03.htm>

② 老齢基礎年金

原則として65歳から受け取ることができる。受け取るためには、国民年金の納付期間や免除期間およびカラ期間（合算対象期間）と、厚生年金に加入していた期間を合算し、25年以上の期間が必要。国民年金保険料を納めた期間や免除を受けた期間によって受け取る年金額は異なる。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi02.htm>

③ 遺族基礎年金

国民年金に加入中の人や国民年金の保険料を払い終わった60歳以上65歳未満の国内に住んでいる人が亡くなった場合に、18歳未満の子をもつ妻や、両親のいない18歳未満の子などに支給される。老齢基礎年金をすでに受給していた人や、受給資格の要件を満たす人が亡くなった場合にも支給される。ただし、死亡した人について保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること。

- 詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<http://www.sia.go.jp/seido/nenkin/shikumi/shikumi04.htm>

◇ 国民年金の学生納付特例制度について

本学で学生納付特例の申請手続きができます。

学生納付特例とは、所得が少なく保険料を納めることが困難な20歳以上の学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなること等を防止するため、本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。大学の申請手続窓口は、学生課です。

●詳細は、以下の「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<http://www.sia.go.jp/top/gozonji/gozonji01.htm>

4. 4 悪徳商法〔こんな手口が君を狙っている〕

(1) 訪問・通信販売等への注意

大きな社会問題となっている「悪徳商法」のほこ先が学生に向けられ、ここ数年、訪問販売・街頭アンケート・通信販売・インターネット通販などの悪徳商法に引っかかりトラブルに巻き込まれ苦労している学生が後を絶ちません。これら悪徳商法について、代表的な実例を紹介します。安易な気持ちで契約を結ばないように、くれぐれも注意することが必要です。

(2) 悪徳商法の実例

① 資格取得商法

特定の民間団体が、さも所轄官庁の認可を受けたかのように装ったものや、大学が承認している資格と称して、通信教育などの手段で資格が得られることをうたい文句に、実態の不明確な講習会や国家試験として資格を売ってもの。

② キャッチ・セールス

街で通行人に「アンケートに協力してください」などと声を掛け、長時間執拗に説得されたのち、化粧品や健康食品、エステなど的高額なクレジット契約をさせるもの。

③ アポイント商法

突然、下宿・アパートや自宅に手紙や電話などで「〇〇〇賞品が当選しました」などといって誘い出し、実益のない特典をたくみに説明し、パソコンやビデオなどを売りつけるもの。

④ マルチ（まがい）商法

ネズミ講と商品販売を組み合わせる方法で、次から次へと会員を増やしながら会員数（集金組織）を拡大していくことにより利益を上げるもの。

（例）自動車部品、化粧品、洗剤、教材の販売等

⑤ かたり商法

消防署、保健所などの公的機関から来たとかたり（思わせ）、消火器等の商品を売りつけるもの。

⑥ ネガティブ・オプション商法

注文していないのに勝手に商品を送りつけ、代金を請求してくる図々しい方法です。

代金を支払う義務も送り返す義務もありません。ただし、送られてきたものは14日間保管する必要があります。（業者に引き取り請求した場合は7日間）

その後の処分は自由です。わけのわからないものは受け取りを拒否しましょう。

⑦ インターネット通販トラブル

最近非常に多くなっているのがこのトラブルです。インターネットで商品を注文して、料金を支払ったにも係わらず商品が届かない、ホームページ自体が削除されている等です。所在地や担当者名、電話番号等に不備があるショップとは取引をしないでください。

(3) クーリング・オフ (Cooling off)

「クーリング・オフ」とは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な販売で断り切れず契約したとき、一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込み又は締結した契約を無条件で撤回・解除することができる制度のことをいいます。

クーリング・オフの期間は、契約した日から8日以内、マルチ・現物まがい商法は14日以内です。この期間内に、書面で、「クーリング・オフ」を業者に通知しなければなりません。

その際は、電話でなく、必ず書面（出来れば「内容証明書郵便」が望ましい）にて対応して

ください。ハガキで出す場合はコピーを取って「簡易書留」で送付してください。
クレジット払いのときは、念のため業者と同様の書面をクレジット会社にも送付する必要があります。

なお、郵便・電話・ファクシミリなどで申込む通信販売は、クーリング・オフの適用がありませんので注意してください。

(4) 困ったときの相談先は？

- ① トラブルに巻き込まれたら、直ちに学生課へ連絡〔TEL 048-585-6812〕してください。
- ② (財)日本消費者協会消費生活相談室 TEL 03 (5282) 5319 <http://www.jca-home.com/>
- ③ 埼玉県消費生活支援センター熊谷 TEL 048 (524) 0999
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/72/>
- ④ 最寄りの消費生活センター

(5) 悪徳商法から身を守る7ヶ条

- ① 勇気を持ってきっぱり断る。「いいです」「結構です。」とあいまいな言葉は使わない。
- ② 「無料」「あなただけ」「絶対儲かる」などの誘いには要注意。旨すぎる話ほど実態がない。
- ③ 知らない電話番号にかけない、メールに返信しない。怪しいサイトに入らない。
- ④ 商品の本質を見極める。本当に欲しいか自分に問い質す。
- ⑤ 契約書は、その場でしっかりと読む。契約は慎重に。
- ⑥ クレジット1回分の価格に惑わされない。甘い誘惑とやさしい言葉に気をつける。
- ⑦ 1人で悩まず家族や身近な友人等に早く相談する。

5. 厚生施設

5. 1 契約施設について

本学では、各地に契約施設を持ち、学生・教職員の健康増進と福利厚生を図っています。
価格は学生団体が合宿等にも利用できる安価なもので、ぜひ学生生活の良い思い出づくりに利用してください。契約施設の利用を希望する学生は、学生課で申込みの手続きをしてください。

なお、契約施設に直接申込んだ場合は、割引料金の適用がありませんので注意してください。

- (1) 苗場スプリングスホテル TEL 025 (789) 2804
(上越新幹線越後湯沢駅下車 バス「西武ヴィラ入口」下車)
- (2) 菅平高原温泉ホテル TEL 0268 (74) 2515
(長野新幹線上田駅下車 バス「西菅平」下車)
- (3) ホテル白雲荘 TEL 0241 (32) 2311
(磐越西線猪苗代駅下車 バス「白雲荘前」下車)
- (4) 富士箱根ランド TEL 055 (985) 2111
(東海道新幹線熱海駅下車バス「富士箱根ランド前」下車)
- (5) ホテルメゾン軽井沢 TEL 0267 (42) 7100
(軽井沢駅下車 徒歩8分)
- (6) ニュー・グリーンピア津南 TEL 025 (765) 4611
(上越新幹線越後湯沢駅下車 専用バスにて約50分)
- (7) 湯沢ニューオータニホテル TEL 025 (784) 2191
(上越新幹線越後湯沢駅下車 専用バスにて約3分)
- (8) 草津温泉ホテルヴィレッジ TEL 0279(88)3232
(吾妻線長野原草津口駅下車 「草津温泉バスターミナル駅」下車 専用バス)
- (9) 水上ホテル聚楽 TEL 0278(72)2521
(上越線水上駅下車 徒歩10分)

- (10) アゼイリア飯綱 TEL 026(239)2522
(長野駅下車 バス「いこいの村」下車)

5. 2 温水プール施設「パティオ」について

深谷市の「アクアパラダイス・パティオ」は、年間を通じて利用することができる全天候型ウォーター・パークです。(住所：埼玉県深谷市榎合 763, TEL：048 - 574 - 5000)

本学の学生が「アクアパラダイス・パティオ」を利用する場合は、パティオの受付に学生書を提示し、利用料金 800 円の半額を支払い、受付台帳に学籍番号を記入してください。

- 詳細は、以下の「アクアパラダイス・パティオ」のホームページを確認してください。
<http://www.patio.or.jp>

6. 日本学生支援機構について

日本学生支援機構 (Japan Student Services Organization=略称 JASSO) は、日本育英会において実施してきた日本人学生への奨学金貸与事業、日本国際教育協会、内外学生センター、国際学友会、関西国際学友会の各公益法人において実施してきた留学生交流事業及び国が実施してきた留学生に対する奨学金の給付事業や学生生活調査等の事業を整理・統合し、学生支援事業を総合的に実施する文部科学省所管の独立行政法人として、平成 16 年 4 月 1 日に設立されました。

- 詳細は、「日本学生支援機構」のホームページを確認してください。<http://www.jasso.go.jp>

図 書 館
情報基盤センター
先端科学研究所
就 職

1. 図書館

1. 1 開館・閉館の日時

開館する日は、原則として、毎日午前9時より受付し、午後5時に閉館する（開講時、開館午前8時、閉館午後8時）。ただし、土曜日は午前9時より午後1時までとする。

次の日は閉館とする。

- ① 日曜日
- ② 国の定める祝日及びその振替日
- ③ 春期休業期間の一部
- ④ 夏期休業期間の一部
- ⑤ 冬期休業期間の一部
- ⑥ 毎月の第2・第4土曜日

臨時に変更のある場合は、掲示などで予告する。

1. 2 館内閲覧

閲覧は所定の場所で行い、無断で館外へ持ち出してはいけない。

1. 3 館外貸出

- ① 図書・資料の貸出は、学生証で行う。
- ② 次の図書・資料は、館外への貸出はできない。
 - (1) 禁帯出の図書・資料
 - (2) 新聞
 - (3) 雑誌
 - (4) その他、特に指定した図書・資料
- ③ 貸出できる図書・資料の冊数及び期間は次のとおりとする。

(1) 本学園の学部1～3年生	貸出冊数	和・洋書	計3冊以内
	貸出期間	和書	2週間
		洋書	30日間
(2) 本学園の学部4年生	貸出冊数	和・洋書	計5冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間
(3) 本学園の大学院生	貸出冊数	和・洋書	計10冊以内
	貸出期間	和・洋書	30日間

 - (4) 長期休業中の貸出については、その都度掲示する。
- ④ 図書・資料の貸出を受ける学生は、当該図書・資料に学生証を添えて係員に提出しなければならない。
- ⑤ 貸出を受けた図書・資料は、本人が保管し、他に転貸してはいけない。
- ⑥ 貸出を受けた図書・資料の期間更新は、延滞図書がなく、他に予約がないときに限り、1回だけ、当該図書・資料の貸出期間中に係員に提示した上で認められる。
- ⑦ 館外貸出利用者は、次のいずれかに該当する場合には、貸出中の図書・資料を直ちに返却しなければならない。
 - (1) 本学園の学生としての資格を失ったとき。
 - (2) 休学したとき。
 - (3) 3ヶ月以上欠席するとき。
 - (4) 館務上の理由により、返却を求められたとき。
- ⑧ 図書・資料を紛失したときは、直ちに「図書紛失届」を提出しなければならない。

1. 4 コピーサービス

- ① 館内の図書・資料は、著作権法第31条に定められる範囲内で複写することができる。その範囲は次のとおりである。
- (1) 公表された著作物の一部分（半分を超えない程度）であること。
 - (2) 定期刊行物に掲載された各論文その他の記事についてはその全部であるが、刊行後相当の期間（次号の刊行まで、あるいは刊行後3ヶ月）を経たものに限ること。
 - (3) コピー部数は一人につき一部であること。
 - (4) 調査研究のためであること。
 - (5) 有償・無償を問わず、再複写や頒布をしないこと。
- ② 複写を行う際には、所定の申込書に必要事項を記入し、係員に提出しなければならない。

1. 5 館内規律

入館者は次の事項を守らなければならない。守らないものは退館を命ずることがある。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 図書・資料は丁寧に取扱い、切取り、書込み、汚損などをしないこと。
- (3) 座席の独占、携帯電話での通話等、他の入館者の迷惑になる行為をしないこと。
- (4) 館内では喫煙をしないこと。
- (5) 集会、掲示物・物品などの配布、ものを食べる等の行為をしないこと。
- (6) その他、係員の指示に従うこと。

1. 6 弁償

図書・資料を汚損、紛失したものは、同一の図書・資料または相当金額を弁償しなければならない。

1. 7 罰則

貸出を受けた図書・資料を定められた期間内に返却しない学生、及び返却を求められた後も返却しない学生に対しては、当該図書・資料を返却するまでの期間、新たな貸出を行わない。

2. 情報基盤センター

2. 1 情報基盤センターの利用

情報基盤センター（23号館）は、教育・研究の共同利用を目的としたPC実習施設です。
館内教室設備内容および利用時間

室番	室名	コンピュータの設備		利用時間
2311	サーバ室	LDAP, AD, LMS サーバ等 ゲートウェイシステム IDS 監視制御システム 外部クラウド連携システム	システム一式	
2312	パソコン実習室 1	DELL OPTIPLEX 755 Intel Core2Quad 2.66GHz	64 台	月曜日～金曜日 (祝・休日を除く) (9:00～17:00)
2313	EWS室	コンテンツ作成システム 大型プリンタ	各 2 台	
2321	パソコン実習室 2	DELL OPTIPLEX 745 intel Core2Duo 2.4GHz	56 台	
2322	パソコン実習室 3	HP DC7900 MT/CT intel Core2Quad 3GHz	96 台	
受付	事務室	情報基盤センター窓口 学内ネットや各種技術相談		

記録メディア（USBフラッシュメモリ）等は、各個人で用意し、持ち忘れないよう注意して下さい。

埼玉工業大学ネットワーク利用規程及び各規程・利用心得に違反するような場合、学内PCの利用及びネットワーク接続を禁止いたします。

その他センター利用の詳細については、下記ホームページをご覧ください。

情報基盤センターURL <http://center.sit.ac.jp>

3. 先端科学研究所

先端科学研究所は、埼玉工業大学の高度な研究活動の推進と若手研究者の育成および地域や国際社会への貢献のために、平成 11 年度に設立されました。設立と共に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」に採択され、高度な研究を推進できる研究設備が整い、①高信頼性環境制御知能システム、②超機能先端材料の創製、③先端的計算システムの三つの研究プロジェクトが 5 年間に亘って行われ、多くの研究成果を得て終了しました。この研究の中から、新しい研究が芽生え、それをベースに「環境に調和する新機能・高信頼性材料の創製」を再び申請し、新たなハイテク・リサーチ・センター・プロジェクト（平成 16 年度から 5 ヶ年間）が実施されました。

また、平成 19 年度には、オープン・リサーチ・センター・プロジェクト「循環型社会を支持する環境・エネルギーのイノベーション創出に関する研究」が認可されました。このプロジェクトでは、破壊された環境の保全、修復、改善、浄化等に関する要素技術及びエネルギー危機に対応する新エネルギーと省エネルギー技術を開発する立場から、主に環境とエネルギー関連の「基礎研究」、「応用研究」、さらにイノベーション開発にチャレンジできる「若手研究者の育成」に重点をおいて、循環型社会を支援する研究を実施しました。このプロジェクトの一環として、平成 20 年 8 月と平成 24 年 8 月には、先端科学研究所主催の、「環境にかかわる経済と技術に関する国際会議」（ISEET-2008・ISEET-2012）が開催されています。

また、平成 23 年度からは私立大学戦略的研究基盤形成支援事業として「機能的ナノ材料による新規な表面・バイオセンシング技術の創出」が認可され、21 世紀に期待されるバイオ分野とセンシング分野の融合を採り入れた独創的研究が取り組まれています。

以上のように、先端科学研究所は、プロジェクト研究や国際会議、また様々なテーマの研究を企画し、実施するほか、ハイテク・リサーチ・センター棟（29 号館）の実験設備を学内外に公開し、大学院の研究や地元企業及び研究機関の研究をサポートしています。

研究所には、(1)ハイテク・リサーチ・センター、(2)臨床心理センター、(3)国際交流研究センター、(4)科学と仏教思想研究センター、(5)産学官交流センターが設置されています。

この他、地元企業を会員とする「協力会」という組織があり情報交換や講演会の開催、共同研究・受託研究の受入れなど積極的に産学連携を推進しています。

4. 就職

1. 就職指導と就職斡旋細則

学生の就職指導と斡旋ならびに企業等に対する本学のPR、就職先開拓のため、学内に就職課及び就職委員会が設けられています。

就職課では、就職を希望する学生に対して、特に、就職に関する就職対策講座・会社資料閲覧、就職指導・相談などを行い、各業界の実態などが十分把握できるようにしています。

学生は、自分の希望する企業に応募できることはもちろん、本人の学力・能力・性格により教授名で推薦する制度があります。

毎年度3年次に「就職ガイドブック」を配布しますので、就職ガイダンスには必ず参加してください。また、本学に寄せられた求人情報データは、学生個々の専用ユーザID・パスワードにより、本学ホームページの「求人検索NAVI」にアクセスし、学内はもとより自宅のパソコンからも簡単に検索出来ますので大いに利用してください。

学生の就職手続き、また就職課の事務処理などは、次の就職斡旋細則に基づいて行われています。

わからないことや知りたいことがありましたら、何でも就職課へ相談してください。

2. 就職斡旋細則

1. 本学は職業安定法第33条の2に基づいて、本学学生の就職斡旋を行う。
 - (1) 本学において就職斡旋を希望する学生（以下希望者という）は、本細則を遵守しなければならない。
 - (2) 卒業生については、本細則を準用する。
2. 就職希望者（自営、縁故、自由応募を含む）は、所定の登録をしなければならない。
3. 求人先に対する推薦及び斡旋手続は、原則として、同一時期一箇所とする。
4. 推薦を受けた希望者は、求人先の選考試験を必ず受験しなければならない。

もし、正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨を就職課及び求人先に届けなければならない。なお、選考試験通知、採否（内定）通知などは、直ちに就職課に届出なければならない。
5. 推薦を受け、最初に採用内定のあったところをもって就職先と決定する。

従って、他に応募中のところがあればその応募を取消し、その後は就職の斡旋を行わない。
6. 就職に関する伝達は、掲示またはその他の方法による。
7. 就職希望者は、この細則並びに就職についての注意事項を遵守しなければならない。

就職に関して好ましからぬ行為のあった場合及び注意事項に反した場合は就職斡旋を取消し、または中止する場合がある。

平成24年度（2012）主な就職支援講座・試験スケジュール(前年度実績)

月	講座名	学年	内容
4	進路適性検査	1	自己分析を徹底し、目標を持った進路・大学生活へと動機づける
	適性検査フォローガイダンス	1	検査結果をもとに、今後の行動計画の作成をフォローする
	第1回就職ガイダンス	1～4	就職活動の準備について説明
	インターンシップガイダンス	2.3	インターンシップを実践するまでの流れ、準備等説明
5	SITマイキャリアプランⅠ・Ⅱ（～11月）	1.2	低学年用の就職意識を高め、学習意欲を高めるための実践講座
	第2回就職ガイダンス	3	就職活動の心構えについて説明
	インターンシップ準備講座	2.3	インターンシップの意義とは？また企業の紹介等
	履歴書・自己PR作成講座	3	履歴書に書く自己PR文対策
6	就職模擬試験3試験	3	一般常識、SPI、エントリー・履歴書対策模擬試験
	就職支援対策業界セミナー	3	理系は製造業、文系は小売・サービスについての業界説明
	学内企業説明会	4	各業界企業採用担当者による企業説明会
7	インターンシップ研修	2.3	インターンシップ希望者によるビジネスマナー研修
	就職準備セミナー（ビジネスマナー）	3	休みの過ごし方（就職活動の準備）についてのセミナー
8	公務員対策講座（～9月）	2.3	地方上級・国家Ⅱ種レベルの公務員試験に対応した講座を実施
9	第2回就職ガイダンス	1	将来を意識させることを目的。
	第3回就職ガイダンス	3	就職活動のポイント、就職課の利用法等について
	女子学生対象就職セミナー	1.2.3	女性をめぐる社会の環境について、また服装選び等について説明
	CAB・GAB対策講座	3	就職採用試験のCAB・GAB対策講座
10	マイキャリアプランⅠ・Ⅱ	1.2	低学年用の就職意識を高め、学習意欲を高めるための実践講座
	就職活動準備講座（～11月）	1.2	年々早まる就職活動を意識した就職活動初期基本講座
	SPI2対策講座・試験	3	就職採用試験のSPI2、WEB試験対策講座と模擬試験
	エントリーシート対策講座Ⅰ・Ⅱ	3	エントリーシート作成ポイントを指導
	履歴書用写真撮影	3	本学にて履歴書用写真撮影実施
11	志望動機講座	3	相手に伝える志望動機
	学外面接対策講座	3	個別面接、集団面接、グループワークを学ぶ
	マイキャリアプランⅠ・Ⅱ	1.2	低学年用の就職意識を高め、学習意欲を高めるための実践講座
	エントリーシート対策講座Ⅲ・Ⅳ	3	実際の採用試験に即したエントリーシート作成実践テスト
	第5回就職ガイダンス	3	就職試験直前対策。これからの就職活動方法、面接対策など
	4年生内定者との就職懇談会	3	4年生の就職活動の体験を語ります
	Uターン就職ガイダンス	3	地方出身者のための就職ガイダンス
12	面接突破研修	3	面接を受ける姿勢や面接をクリアするための研修
	第6回就職ガイダンス	3	就職試験直前対策。これからの就職活動方法、面接対策など
	業界研究セミナー	3	各業界の仕事内容について説明

1	第2回面接突破研修	3	就職試験に向けた面接研修
2	第7回就職ガイダンス	3	
	クレペリン対策講座	3	就職筆記直前対策
	学内合同企業説明会（6日間）	3	各業界の人事担当者による企業説明
	企業への電話での問合せ講座	3	企業への電話の掛け方を伝授
3	公務員・民間企業筆記対策講座	2.3	

